

日中における水中文化遺産の保護および保全に関する制度的研究 関連する国際法および国内法の比較検討を通じて

著者	白 亜寧
学位名	博士（海洋科学）
学位授与機関	東京海洋大学
学位授与年度	2019
学位授与番号	12614博甲第553号
URL	http://id.nii.ac.jp/1342/00001863/

[課程博士] (博士論文審査及び最終試験の結果要旨)

学生氏名：白 亜 寧

博士論文題目： 日中における水中文化遺産の保護および保全に関する制度的研究
— 関連する国際法および国内法の比較検討を通じて —

博士論文審査：

学生から提出された博士論文について公開発表会が2月18日に行われ、審査委員と学生の間で質疑応答が行われ、その内容が博士論文としての質を十分に確保しているとの結論に至った。

本研究の目的は、関連する国際法および国内法の比較分析の視点から、日中における水中文化遺産の保護および保全に関する制度的枠組みの特質を明らかにすることである。具体的には、①国際法における水中文化遺産保護の議論および日本と中国（台湾を含む）における水中文化遺産の国内法の現状を整理する、②仮説検証研究に則り、仮に東シナ海に遣唐使船および関連遺物が発見された場合、日中双方が水中文化遺産保護条約を批准しておらず、水中文化遺産保護に対する国内法も異なる状況から、いかなる問題が生ずるかを考察し、問題を解決するための法的枠組みにおける政策提言を行う、③日本、中国において代表的な水中文化遺産を調査・検討し、その保護の現状を評価することである。

水中文化遺産保護条約は、国連海洋法条約の海域区分のもと、海域毎の保護制度を持つため、国連海洋法条約の系譜に連なるものであるが、水中文化遺産保護条約9および10条の調整国および協議国制度は、実質的に沿岸国管轄権を拡張していることから、国連海洋法条約の本旨を逸脱していると主張する論者もいる。また、これまで調整国および協議国制度は、実施されたことがなく、その実効性は今後の課題として残されている。中国は2019年に作成した「水下文物保護管理条例案」改正草案に、商業的利用の禁止を明記し、水中文化遺産のための保護区設置に関する規定を詳細に規定した。台湾は水中文化遺産保護条約の内容に重点を置いて、「水下文物保存法」を制定した。他方、日本は、領海内における水中文化遺産については商業的利用の禁止、原位置保存の遵守、考古学的手法による調査を行っている。これらは水中文化遺産保護条約の趣旨に適うものではあるが、その適用海域を領海外に広げていく発想は現時点ではない。このように、日本と中国は、時に領土問題をも含む海域区の重複部分などを想起すれば、水中文化遺産保護条約を容易に批准できる状況にはないと考えられる。日本では、水中文化遺産への「水難救護法」の適用は条約にいう商業的利用の禁止に抵触するため、かかる適用の排除は最重要課題である。また、違法行為には罰則を設ける埋蔵文化財保護行政の改正と関連国内法との調整も課題になる。この点、中国が水中文化遺産保護条約を批准すれば、海洋生物資源や非海洋生物資源とは別の新たな水中文化遺産に関する管轄権を行使できるようになるため、日本も同条約の批准を余儀なくされる状況に追い込まれうる。他方、中国においては、水中文化遺産への所有権の主張は、2019年の「水下文物保護管理条例案」でも維持されている。このことが最大の障壁となって、中国は水中文化遺産保護条約に批准できないと考えられる。かかる状況を踏まえ、仮に東シナ海に遣唐使船および関連遺物が発見されれば、日中双方が批准している国連海洋法条約が共通の国際法となるが、上述のように、それでは十分な法制度として援用できない。また、両国が水中文化遺産保護条約を批准した場合であっても、同条約が境界面定重複海域および領土紛争海域に関する内容は例外に位置づけられよう。検証される遣唐使船の航路は、現在の両国の海域区分を越えて存在するのであることから、むしろ水中文化遺産保護条約も推奨する二国間条約の締結が望まれる。他方、南シナ海における水中文化遺産は歴史的権利と関連するから、水中文化遺産をめぐる新たな紛争を惹起しうる。さらに、海のシルクロードが想定される海域における水中文化遺産保護は中国の「一帯一路」政策の実施に伴い、その保護および保全は新たな課題となる。中国が水中文化遺産保護条約を批准すれば、こうした課題には適切な対処ができよう。以上のようにこの研究は、日中の水中文化遺産の保護・保存制度設計において学術的意義、新規性、独創性及び応用価値を有しており、博士の学位に値することを審査委員一同確認した。

最終試験の結果要旨：

最終試験は、論文公开发表に引き続き2020年2月18日に行われた。合同セミナーについて、規定の学習時間および出席回数を満たしていることを確認し、語学能力も問題ないと判断した。また、学術論文も3編発表されていることから、学位論文審査要項の諸条件を満たしていると判断した。そして、申請者に対して、論文内容について最終確認のための質疑応答が行われ、申請者は質問に適切に応え、その内容は十分であった。一方専門知識については公开发表会（2月18日）当日の質疑や予備審査時でのディスカッションなどを含め十分であると審査委員一同確認した。また、大学院海洋科学技術研究科が指定した研究者倫理教育を修了していることを確認した。

以上から、申請者について論文審査、最終試験とも合格と判断した。